

(厚生労働委員会)

クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆第一七号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、クリーニング業において新しい営業形態の出現やクリーニング業を営む者に対する利用者の苦情が増えている状況等を踏まえ、利用者の利益の擁護を図り、クリーニング業における適正な衛生水準を確保するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的に関する事項

目的に、利用者の利益の擁護を図ることを加える。

二、営業者の衛生措置

営業者は、業務用の車両について必要な衛生措置を講じなければならないものとする。

三、利用者に対する説明義務等

営業者は、利用者に対し、洗濯物の処理方法を説明するよう努めなければならないものとする。また、苦情の申出先を明示しなければならないものとする。

四、営業者の届出

クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする取次業を営もうとする者は、営業方法等を都道府県知事に届け出なければならぬものとする。

五、施行期日

この法律は、一部の事項を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。